

防災
まちづくりの

たまご部門

5万円以内・年間10団体

9月1日から12月28日まで随時受付

<制度創設の主旨>

3月11日に発生した東日本大震災は、被災地のみならず日本国民の生活に大きな変化と様々な場面や姿でのつながりを求めています。現在、被災地において、あるいは被災地に向けて、様々な主体が様々なかたちで支えあいながらまちづくり活動が行われ、復興に向けて歩み出しています。このような状況は、いつ練馬区で起こるか分かりません。今こそ、私たち練馬区民も日々の暮らしを防災という観点から見つめ直す時が訪れています。また、現在、被災地で行われている復興の取り組みに関心と共感を持ち続け、中越や阪神淡路などでの復興まちづくりに学ぶことは、将来的に起こりえる練馬区での震災復興まちづくりに必ず役立つものと考えられます。

このようなことから、練馬まちづくりセンターでは、区内の防災について考え、地域での防災まちづくりのきっかけをつくらうとするような活動に対して助成します。

■ 企画の対象

- ・ 区民の防災についての関心を高め、区内や身近な地域での、区民による防災まちづくりの主体的な取り組みの契機となることを期待できる企画提案

■ 企画の目的と活動イメージ例

目的1) 区民の防災意識の普及・啓発を図り、地域コミュニティの活性化等につなげるための活動

- 例 町内会などにおいて、専門家などを招いて、東日本大震災の被災地の状況・支援活動の報告会や中越や阪神淡路などでの復興まちづくりに学ぶ勉強会を開催する
- 例 区内や近隣の防災まちづくりを行う地区の見学会を開催し、地域防災について話し合う
- 例 防災や災害弱者の視点から住民参加によるまち歩きやまちの点検を行い、わがまちの防災の課題を話し合うワークショップを開催する
- 例 多くの地域住民が参加できる防災訓練の実施を通して解決すべき課題を見つけ出す

目的2) 練馬区への避難者が区内の魅力にふれたり、地域コミュニティとのつながりを持つきっかけとなる活動

- 例 イベント等の開催に当たって、避難者を含む参加者同士がつながれる仕組みをつくる

目的3) 被災地とつながることによって、区内における防災まちづくりを進めるきっかけとなる活動

- 例 震災復興まちづくり活動を支援し、その経験について区民が話し合う場を設けることなどによって、今後の区内における防災まちづくり活動を進めるきっかけをつくる

■ 助成内容

1 助成額

- ・ 1件あたり、5万円以内

2 助成項目

- ・ 提案した企画を行うのに必要な実費
- ・ 講師・専門家への謝礼 など

※ 団体(グループ)の維持・運営に要する経費や、提案した企画以外の企画に要する経費は、助成の対象にはなりません。

3 助成以外の活動支援

- ・ 勉強会やイベントなどの告知の支援
- ・ 防災まちづくりに関する専門家の紹介
- ・ 活動成果についての発表の場の提供 (特に[目的3]の場合)

4 企画対象期間

- ・ 助成決定を受けた月から平成24年3月31日

5 応募資格

- ・メンバーが3人以上いること
- ・メンバーの1/3以上が練馬区内在住、在学または在勤者であること、区内への避難者であること
※すでに当センターの「はばたき部門」からの助成を受けている団体からの提案も対象とします。

6 企画報告

- ＜報告書の提出＞ ・企画の実施後、開催内容と今後の活動予定を報告していただきます。
- ＜発表＞ ・報告は公開の場合（はばたき部門の報告会、または練馬まちづくりセンターが主催するまちづくりカフェなど）でおこないます。

7 審査方法

- ・審査委員会による書類審査

8 審査ポイント

- 1) 区民らしい視点で地域の防災についての課題解決や特性を踏まえていること
- 2) 区内の防災力を向上させるきっかけとなるようなまちづくり活動であること
- 3) 地域における防災まちづくりとの結びつきが明確であること（[目的3]のみ）
- 4) 今後のまちづくり活動（はばたき部門への企画提案や地区まちづくりへの展開など）が期待されること

※上記の審査ポイントに加えて、各審査委員がそれぞれ重視する視点も取り入れます。

9 助成決定

- ・申請後一定期間内に書類審査をおこない、助成決定通知により結果をお知らせします。

10 注意点

- ・原則として応募する部門や企画テーマおよび事業内容などの変更はできません。
- ・すでに他の助成を受けている、あるいは、これから他の助成を受けようとしている企画提案についても申請することは可能ですが、同一の活動内容に対する他の助成との重複は認められません。また、他の助成団体等の助成の中には同一の企画提案に対する併用を認めない場合がありますので、あらかじめご確認の上で応募してください。
- ・一度提出された書類は返却いたしませんので、必ず写しをとり保管しておいてください。
また、応募に要する経費は申請団体の負担となります。

11 個人情報の保護

企画提案および事業実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を侵害することのないよう、関連法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。

本事業の公平性、透明性を高めるとともに、まちづくり活動を充実させるため、提案された事業の概要をまちづくりセンターにおいて公開する場合があります。まちづくりセンターが、本事業において個人情報を取得する利用目的は、次のとおりです。

- ・企画提案の審査に関わる手続き
- ・助成団体の支援に関わる手続き
- ・その他本事業に付随する業務
- ・企画提案書は審査結果の可否に関わらず公表されます。

■ 申請方法

1 申請書の入手

- ・助成申請書は、練馬まちづくりセンターにて配布いたします。
- ・まちづくりセンターのホームページから入手することもできます。

2 事前相談

- ・応募の内容や助成申請書の書き方について、質問や相談を受け付けています。

3 申請受付

- ・所定の申請書に必要事項を記入し、必ず練馬まちづくりセンターまでご持参ください。
（郵送・FAX・メールによる応募は受け付けません。）
- ・提出時に企画内容の確認を行います。事前に電話連絡のうえ、内容説明のできる方がお越しくください。

＜問合せ＞ 練馬まちづくりセンター

〒176-8501 練馬区豊玉北 5-29-8 練馬センタービル 3階 (財)練馬区都市整備公社内

電話 03-3993-5451 FAX03-3993-8070 ホームページ <http://nerimachi.jp> メールアドレス machi@nerimachi.jp